

臨床実習施設一覧

(高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻)

施設番号	施設名	所在地	作業療法 臨床実習Ⅰ	作業療法 臨床実習Ⅱ	作業療法 臨床実習Ⅲ
19	一般社団法人巨樹の会 八千代リハビリテーション病院	千葉県八千代市米本1808			○
30	医療法人協和会 千里中央病院	大阪府豊中市新千里東町1-4-3		○	○
31	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院	大阪府高槻市白梅町5-7		○	○
33	社会医療法人ベガサス 馬場記念病院	大阪府堺市西区浜寺船尾町東4-244			○
36	社会福祉法人京都博愛会 京都博愛会病院	京都府京都市北区上賀茂ケン山1			○
37	医療法人清仁会 介護老人保健施設若山荘	大阪府三島郡島本町大字広瀬1121			○
38	医療法人清仁会 水無瀬病院	大阪府三島郡島本町高浜3-2-26			○
40	医療法人甲風会 有馬温泉病院	兵庫県神戸市北区有馬町1819-2		○	○
45	医療法人社団栄栄会 土井病院	兵庫県小野市復井町字中ノ池1723-2			○
46	西脇市立西脇病院	兵庫県西脇市下戸田652-1			○
49	一般財団法人 河田病院	岡山県岡山市北区富町2-15-21			○
51	林道倫精神科神経科病院	岡山県岡山市中区浜472番地		○	
58	福山市民病院	広島県福山市蔵王町5-23-1		○	
60	一般社団法人三次地区医師会 三次地区医療センター	広島県三次市十日市東三丁目16-1		○	
61	特定医療法人仁康会 小泉病院	広島県三原市小泉町4245		○	○
62	介護老人保健施設ベルローゼ	広島県広島市安佐南区上安6-31-1		○	○
64	医療法人緑山会 下松中央病院	山口県下松市古川町三丁目1番1号			○
68	医療法人社団赤心会 赤沢病院	香川県坂出市府中町325		○	○
69	医療法人社団三愛会 三船病院	香川県丸亀市柞原町366		○	○
70	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	香川県善通寺市仙遊町2丁目1-1		○	○
72	医療法人社団和風会 橋本病院	香川県三豊市山本町財田西902-1		○	○
73	さぬき市民病院	香川県さぬき市寒川町石田東甲387-1			○
76	医療法人道志社 リハビリテーション大神子病院	徳島県徳島市大原町大神子19		○	
83	医療法人尚志会 愛幸病院	高知県高知市入明町14-2	○	○	
85	医療法人新松田会 愛宕病院	高知県高知市愛宕町1丁目1-13	○	○	○
86	社会医療法人近森会 近森病院	高知県高知市大川筋1-1-16	○	○	○
87	医療法人野並会 介護老人保健施設あいおい	高知県高知市相生町1-35	○	○	
88	医療法人野並会 高知病院	高知県高知市相生町1-35	○	○	○
89	医療法人松田会 近森オルソリハビリテーション病院	高知県高知市北本町1-2-6	○	○	○
90	医療法人南の風 みなみの風診療所	高知県高知市栄田町3-7-1	○		
91	医療法人須藤会 土佐病院	高知県高知市新本町2-10-24	○	○	
93	医療法人永島会 永井病院	高知県高知市春野町西分2027-3	○	○	

施設番号	施設名	所在地	作業療法 臨床実習Ⅰ	作業療法 臨床実習Ⅱ	作業療法 臨床実習Ⅲ
95	医療法人高田会 高知記念病院	高知県高知市城見町4-13	○	○	○
96	医療法人さくらの里 だいいちリハビリテーション病院	高知県高知市九反田2-14	○	○	○
97	社会医療法人近森会 近森リハビリテーション病院	高知県高知市廿代町2-22	○	○	○
99	医療法人伊野部会 高知整形・脳外科病院	高知県高知市上町4-7-20	○	○	○
100	医療法人瑞洋会 田中整形外科病院	高知県高知市上町3-2-6	○	○	○
102	医療法人おくら会 藤戸病院	高知県高知市上町1-4-24	○		○
103	社会医療法人仁生会 細木ユニティ病院	高知県高知市西町100	○	○	○
104	医療法人山村会 山村病院	高知県高知市下島町11	○	○	
105	医療法人治久会 もみのき病院	高知県高知市塚ノ原6-1	○	○	○
106	医療法人怨泉会 内田脳神経外科	高知県高知市塚ノ原37			○
107	医療法人怨泉会 介護老人保健施設ピアハウス高知	高知県高知市塚ノ原36	○		
108	高知医療生活協同組合 高知生協病院	高知県高知市口細山206-9	○	○	
109	医療法人高潮会 介護老人保健施設梅壽苑	高知県高知市土居町9-18	○		
110	医療法人武田会 高知鏡川病院	高知県高知市城山町270	○	○	○
111	独立行政法人地域医療機能推進機構 高知西病院	高知県高知市神田317-12			○
113	特定医療法人仁泉会 朝倉病院	高知県高知市朝倉丙1653-12	○	○	○
114	特定医療法人仁泉会 介護老人保健施設長命荘	高知県高知市朝倉丙1653-12	○	○	○
117	独立行政法人国立病院機構 高知病院	高知県高知市朝倉西町1-2-25		○	○
118	高知県立療育福祉センター	高知県高知市若草町10-5			○
119	社会医療法人仁生会 細木病院	高知県高知市大膳町37	○	○	○
120	高知赤十字病院	高知県高知市新本町2丁目13-51	○	○	○
121	医療法人防治会 いずみの病院	高知県高知市薊野北町2-10-53	○	○	○
122	特定医療法人防治会 きんろう病院	高知県高知市薊野北町3-2-28	○	○	
123	医療法人緑風会 海里マリン病院	高知県高知市仁井田1617-5	○	○	
125	医療法人精華園 海辺の杜ホスピタル	高知県高知市長浜251	○	○	○
127	医療法人怨泉会 リハビリテーション病院すこやかな杜	高知県高知市春野町芳原1316-1	○	○	○
128	社会福祉法人ファミーユ高知 高知ハビリテーションセンター	高知県高知市春野町内ノ谷63番地6	○	○	
130	土佐市立土佐市民病院	高知県土佐市高岡町甲1867	○	○	○
134	医療法人白菊会 白菊園病院	高知県土佐市新居萩の里1	○		○
135	医療法人社団若鮎 北島病院	高知県高岡郡越知町越知甲1662	○	○	○
136	医療法人前田会 前田病院	高知県高岡郡越知町越知甲2133	○	○	○
140	医療法人仁新会 石川記念病院	高知県吾川郡いの町波川77	○	○	○
141	医療法人十全会 早明浦病院	高知県土佐郡土佐町田井1372	○		○
143	医療法人公世会 野市中央病院	高知県香南市野市町東野555-18	○	○	○

施設番号	施設名	所在地	作業療法 臨床実習Ⅰ	作業療法 臨床実習Ⅱ	作業療法 臨床実習Ⅲ
144	医療法人おくら会 芸西病院	高知県安芸郡芸西村和食甲4268	○	○	○
145	医療法人おくら会 介護老人保健施設リゾートヒルやわらぎ	高知県安芸郡芸西村和食甲4268	○	○	○
148	医療法人臼井会 田野病院	高知県安芸郡田野町1414-1		○	○
149	医療法人社団晴緑会 高知総合リハビリテーション病院	高知県高知市一宮南町1-10-15	○	○	
150	社会医療法人仁生会 三愛病院	高知県高知市一宮西町1-7-25	○	○	○
151	高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	高知県高知市池2125-1	○	○	○
154	医療法人同仁会 同仁病院	高知県香美市土佐山田町百石町 2-5-20	○	○	○
155	医療法人つくし会 南国病院	高知県南国市大塚甲1479-3	○	○	○
156	医療法人地塩会 南国中央病院	高知県南国市後免町3-1-27	○	○	○
157	社会福祉法人土佐希望の家 土佐希望の家医療福祉センター	高知県南国市小籠107			○
158	医療法人慈光会 岡豊病院	高知県南国市岡豊町小蓮689-1	○	○	
160	医療法人浦松会 南国厚生病院	高知県南国市立田1180		○	
161	国立大学法人 高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185-1		○	○
162	高知県厚生農業協同組合連合会 J A 高知病院	高知県南国市明見字中野526-1		○	
163	高知県立あき総合病院	高知県安芸市宝永町3-33	○	○	○
165	医療法人須崎会 高陵病院	高知県須崎市横町1-28	○	○	
166	医療法人南江会 一陽病院	高知県須崎市赤崎町9-3	○	○	
167	医療法人五月会 須崎くろしお病院	高知県須崎市緑町4-30	○	○	○
168	医療法人川村会 くぼかわ病院	高知県高岡郡四万十町見付902-1	○	○	○
169	医療法人川村会 介護老人保健施設アザレア	高知県高岡郡四万十町見付902-1	○	○	○
170	社会福祉法人明成会 障害者支援施設オイコニア	高知県高岡郡四万十町仁井田字倉木462	○		○
171	医療法人創治 竹本病院	高知県四万十市右山1973-2	○	○	○
172	医療法人一条会 渡川病院	高知県四万十市具同2278-1	○	○	○
178	医療法人聖真会 渭南病院	高知県土佐清水市越前町6-1		○	○
180	特定医療法人長生会 大井田病院	高知県宿毛市中央8-3-6	○	○	
181	医療法人祥星会 聖ヶ丘病院	高知県宿毛市押ノ川1196	○	○	○
182	社会福祉法人幡多福祉会 幡多希望の家	高知県宿毛市中山867番地			○
183	医療法人互生会 筒井病院	高知県宿毛市平田町戸内1802	○	○	○
184	医療法人青雲会 清和病院	高知県高岡郡佐川町乙1777	○	○	○
185	一般財団法人真光会 真光園	愛媛県松山市南高井町1491		○	
186	一般財団法人永頼会 松山市民病院	愛媛県松山市大手町2-6-5		○	○
187	医療法人千寿会 道後温泉病院	愛媛県松山市道後姫塚乙21-21		○	○
188	医療法人仁友会 南松山病院	愛媛県松山市朝生田町1丁目3-10			○
189	松山赤十字病院	愛媛県松山市文京町1			○

施設番号	施設名	所在地	作業療法 臨床実習Ⅰ	作業療法 臨床実習Ⅱ	作業療法 臨床実習Ⅲ
190	愛媛県立 子ども療育センター	愛媛県東温市田窪2135			○
192	医療法人財団慈強会 松山リハビリテーション病院	愛媛県松山市高井町1211			○
193	医療法人弘友会 加戸病院	愛媛県喜多郡内子町内子771		○	
200	医療法人弘友会 老人保健施設フレンド	愛媛県大洲市東大洲39			○
201	公益財団法人正光会 宇和島病院	愛媛県宇和島市柿原1280		○	○
202	社会福祉法人正和会 介護老人保健施設 やすらぎの杜	愛媛県宇和島市保田甲1932-2		○	○
204	社会医療法人石川記念会 H I T O病院	愛媛県四国中央市上分町788-1			○
206	医療法人陽成会 広瀬病院	愛媛県今治市栞志1-26			○
207	社会福祉法人恩賜財団 済生会今治病院	愛媛県今治市喜田村7-1-6		○	○
208	医療法人佑心會 堀江病院	愛媛県松山市福角町甲1582		○	○
209	医療法人財団尚温会 伊予病院	愛媛県伊予市八倉906-5		○	○
211	特定医療法人社団三光会 誠愛リハビリテーション病院	福岡県大野城市南大利2丁目7-2			○
223	医療法人望洋会 鯨島病院	宮崎県日向市大字塩見14168番地		○	○

実習施設 総数	113施設
県内 施設数	72施設
県外 施設数	41施設

臨床実習施設一覧

(高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻)

施設番号	臨地実習施設名	所在地	言語聴覚療法 臨床実習Ⅰ	言語聴覚療法 臨床実習Ⅱ	言語聴覚療法 臨床実習Ⅲ
7	医療法人社団慈誠会 慈誠会徳丸リハビリテーション病院	東京都板橋区徳丸2-8-20		○	○
8	医療法人社団慈誠 練馬駅リハビリテーション病院	東京都練馬区練馬1-17-1		○	○
21	医療法人石岡脳神経外科病院 石岡循環器科脳神経外科病院	茨城県小美玉市栗又四ヶ1768-29		○	○
24	公益社団法人山梨勤労者医療協会 巨摩共立病院	山梨県南アルプス市桃園340		○	○
25	医療法人恵信会 恵信甲府病院	山梨県甲府市上阿原町338-1		○	○
26	医療法人景雲会 春日居サイバーナイフ・リハビリ病院	山梨県笛吹市春日居町国府436		○	○
32	社会医療法人三和会 永山病院	大阪府泉南郡熊坂町大久保東1丁目1-10		○	○
34	市立岸和田市民病院	大阪府岸和田市額原町1001番地		○	○
35	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	大阪府泉佐野市りんくう往来北2-23		○	○
40	医療法人甲風会 有馬温泉病院	兵庫県神戸市北区有馬町1819-2		○	○
41	医療法人社団康人会 適寿リハビリテーション病院	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番32号		○	○
42	医療法人朗源会 大隈病院	兵庫県尼崎市杭瀬本町2丁目17-13		○	○
43	医療法人協和会 協立温泉病院	兵庫県川西市平野1丁目39-1		○	○
44	医療法人晋真会 ペリタス病院	兵庫県川西市新田1丁目2番23号		○	○
47	赤穂市民病院	兵庫県赤穂市中広1090		○	○
50	一般財団法人操風会 岡山リハビリテーション病院	岡山県都岡山市中区倉田503-1		○	○
54	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	岡山県倉敷市美和1丁目1番1号		○	○
56	医療法人健心会 福山リハビリテーション病院	広島県福山市明神町2丁目15番41号		○	○
57	医療法人社団黎明会 さくらの丘クリニック	広島県福山市駅家町法成寺108番地		○	○
59	一般社団法人三原市医師会 三原市医師会病院	広島県三原市宮浦1-15-1		○	○
65	社会福祉法人 香川こだま学園	香川県高松市木太町1997-3		○	○
66	医療法人社団讃陽堂 松原病院	香川県木田郡三木町大字池戸3232番地1		○	○
67	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団 かがわ総合リハビリテーションセンター	香川県高松市田村町1114		○	○
70	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	香川県普通寺市仙遊町2丁目1-1		○	○
73	さぬき市民病院	香川県さぬき市寒川町石田東甲387-1		○	○
74	医療法人栄寿会 天満病院	徳島県徳島市蔵本町1丁目5-1		○	○
75	医療法人倚山会 田岡病院	徳島県徳島市万代町4丁目2番地2		○	○
77	医療法人清和会 協立病院	徳島市八万町橋本92-1		○	○
78	医療法人きたじま倚山会 きたじま田岡病院	徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保30-1		○	○
79	徳島赤十字病院	徳島県小松島市小松島町字井利ノ口103		○	○
82	医療法人徳寿会 鴨島病院	徳島県吉野川市鴨島町内原432番地		○	○
85	医療法人新松田会 愛宕病院	高知県高知市愛宕町1-13	○	○	○
86	社会医療法人近森会 近森病院	高知県高知市大川筋1-1-16	○	○	○
88	医療法人野並会 高知病院	高知県高知市相生町1-35	○	○	○

施設番号	臨地実習施設名	所在地	言語聴覚療法 臨床実習Ⅰ	言語聴覚療法 臨床実習Ⅱ	言語聴覚療法 臨床実習Ⅲ
93	医療法人永島会 永井病院	高知県高知市春野町西分2027-3	○	○	○
94	特定医療法人久会 久病院	高知県高知市桜井町1丁目2-35	○	○	○
96	医療法人さくらの里 だいいちリハビリテーション病院	高知県高知市九反田2-14	○	○	○
97	社会医療法人近森会 近森リハビリテーション病院	高知県高知市廿代町2-22	○	○	○
98	医療法人博信会 中ノ橋病院	高知県高知市永国寺町1-46	○	○	○
101	医療法人三和会 国吉病院	高知県高知市上町1丁目3-4	○	○	○
105	医療法人治久会 もみのき病院	高知県高知市塚ノ原6-1	○	○	○
106	医療法人恕泉会 内田脳神経外科	高知県高知市塚ノ原37	○	○	○
111	独立行政法人地域医療機能推進機構 高知西病院	高知県高知市神田317-12	○	○	○
112	医療法人弘仁会 岡林病院	高知県高知市神田598-1	○	○	○
115	医療法人みつるの会 高知脳神経外科病院	高知県高知市朝倉戊767-5	○	○	○
118	高知県立療育福祉センター	高知県高知市若草町10-5	○	○	○
119	社会医療法人仁生会 細木病院	高知県高知市大膳町37	○	○	○
120	高知赤十字病院	高知県高知市新本町2丁目13-51	○	○	○
121	医療法人防治会 いずみの病院	高知県高知市薊野北町2-10-53	○	○	○
124	医療法人博愛会 横浜病院	高知県高知市横浜東町10-1	○	○	○
126	医療法人新松田会 愛宕病院分院	高知県高知市長浜6012-1	○	○	○
127	医療法人恕泉会 リハビリテーション病院すこやかな社	高知県高知市春野町芳原1316-1	○	○	○
130	土佐市立土佐市民病院	高知県土佐市高岡町甲1867	○	○	○
131	医療法人広正会 井上病院	高知県土佐市高岡町甲2044	○	○	○
134	医療法人白菊会 白菊園病院	高知県土佐市新居萩の里1	○	○	○
138	医療法人光陽会 いの病院	高知県吾川郡いの町3864-1	○	○	○
139	いの町立国民健康保険 仁淀病院	高知県吾川郡いの町1369	○	○	○
141	医療法人十全会 早明浦病院	高知県土佐郡土佐町田井1372	○	○	○
142	本山町立国民健康保健 嶺北中央病院	高知県長岡郡本山町本山620	○	○	○
143	医療法人公世会 野市中央病院	高知県香南市野市町東野555-18	○	○	○
144	医療法人おくら会 芸西病院	高知県安芸郡芸西村和食甲4268	○	○	○
147	医療法人仁智会 介護老人保健施設ヘルシーケアなはり	高知県安芸郡奈半利町乙3740-1	○	○	○
148	医療法人臼井会 田野病院	高知県安芸郡田野町1414-1	○	○	○
149	医療法人社団晴緑会 高知総合リハビリテーション病院	高知県高知市一宮南町1-10-15	○	○	○
150	社会医療法人仁生会 三愛病院	高知県高知市一宮西町1-7-25	○	○	○
151	高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	高知県高知市池2125-1	○	○	○
156	医療法人地塩会 南国中央病院	高知県南国市後免町3-1-27	○	○	○
157	社会福祉法人土佐希望の家 土佐希望の家 医療福祉センター	高知県南国市小籠107	○	○	○
160	医療法人浦松会 南国厚生病院	高知県南国市立田1180	○	○	○
161	国立大学法人 高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185-1	○	○	○

施設番号	臨地実習施設名	所在地	言語聴覚療法 臨床実習Ⅰ	言語聴覚療法 臨床実習Ⅱ	言語聴覚療法 臨床実習Ⅲ
163	高知県立 あき総合病院	高知県安芸市宝永町3-33	○	○	○
165	医療法人須崎会 高陵病院	高知県須崎市横町1-28	○	○	○
167	医療法人五月会 須崎くろしお病院	高知県須崎市緑町4-30	○	○	○
168	医療法人川村会 くぼかわ病院	高知県高岡郡四万十町見付902-1	○	○	○
171	医療法人創治 竹本病院	高知県四万十市右山1973-2	○	○	○
178	医療法人聖真会 渭南病院	高知県土佐清水市越前町6-1	○	○	○
180	特定医療法人長生会 大井田病院	高知県宿毛市中央8-3-6	○	○	○
183	医療法人互生会 筒井病院	高知県宿毛市平田町戸内1802	○	○	○
184	医療法人清雲会 清和病院	高知県高岡郡佐川町乙1777	○	○	○
191	国立大学法人 愛媛大学医学部附属病院	愛媛県東温市志津川		○	○
192	医療法人財団慈強会 松山リハビリテーション病院	愛媛県松山市高井町1211		○	○
194	医療法人 住友別子病院	愛媛県新居浜市王子町3-1		○	○
195	独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛労災病院	愛媛県新居浜市南小松原町13-27		○	○
196	医療法人伊藤医院 デイケア暖だん	愛媛県西条市飯岡字原之段1292番地		○	○
197	社会医療法人社団更生会 村上記念病院	愛媛県西条市大町739		○	○
198	医療法人隆典会 片木脳神経外科	愛媛県今治市別名274番地		○	○
204	社会医療法人石川記念会 H I T O病院	愛媛県四国中央市上分町788-1		○	○
205	医療法人弘仁会 共立病院	愛媛県西条市三津屋南9-10		○	○
207	社会福祉法人恩賜財団 済生会今治病院	愛媛県今治市喜田村7-1-6		○	○
210	医療法人共和会 小倉リハビリテーション病院	福岡県北九州市小倉北区篠崎1-5-1		○	○
213	一般社団法人是真会 長崎リハビリテーション病院	長崎県長崎市銀屋町4-11		○	○
218	医療法人相生会 にしくまもと病院	熊本県熊本市南区富合町古閑1012		○	○
219	医療法人室原会 菊南病院	熊本県熊本市鶴羽田3-1-53		○	○
220	医療法人堀尾会 熊本託麻台リハビリテーション病院	熊本県熊本市中央区帯山8-2-1		○	○
224	医療法人天生堂 天生堂医院	宮崎県日向市亀崎西1丁目25		○	○
225	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 宮崎県済生会日向病院	宮崎県東臼杵郡門川町南町4-128		○	○

実習施設 総数	96施設
県内 施設数	48施設
県外 施設数	48施設

臨床実習Ⅱ 巡回指導計画表（理学療法専攻）

担当教員	学生数	期間 週 曜日	4週間																											
			第1週							第2週							第3週							第4週						
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
大倉三洋 (教授・専)	3名	巡回期間											↔																	
		施設所在地												高知1												高知1				
山崎裕司 (教授・専)	4名	巡回期間										↔													↔	↔				
		施設所在地												香川2												高知1	高知1			
柳澤 健 (教授・専)	3名	巡回期間											↔												↔					
		施設所在地												高知1											高知1	高知1				
宮川哲夫 (教授・専)	4名	巡回期間											↔												↔					
		施設所在地											高知1		高知1										高知1					
片山訓博 (准教授・専)	6名	巡回期間											↔												↔					
		施設所在地												愛媛1		高知2									高知1		高知1			
明崎禎輝 (准教授・専)	5名	巡回期間											↔	↔											↔	↔				
		施設所在地												高知1	愛媛1										高知1	高知1				
濱田和範 (准教授・実専)	5名	巡回期間												↔											↔	↔				
		施設所在地													愛媛1											高知2	高知1			
稲岡忠勝 (准教授・実専)	7名	巡回期間												↔											↔					
		施設所在地												高知1		高知1									徳島2		高知2			
宮崎登美子 (講師・実専)	7名	巡回期間												↔											↔					
		施設所在地													徳島1		高知2								高知1		高知2			
田頭勝之 (教授・実(研))	7名	巡回期間												↔	↔										↔	↔				
		施設所在地													高知2	高知1									高知1		高知2			
重島晃史 (准教授・実(研))	5名	巡回期間												↔	↔										↔					
		施設所在地													高知1	高知2									高知2					
清岡 学 (講師・実(研))	7名	巡回期間												↔	↔										↔	↔				
		施設所在地													高知2	高知1									高知2	高知1				
柏 智之 (助教・実(研))	7名	巡回期間													↔										↔					
		施設所在地													高知1		高知2								高知2		高知1			

- ※ 高知県内は、1日につき1～2施設、県外は片道及び施設間の移動の所要時間を考慮し、1泊2日又は2泊3日を基本として、担当科目の授業に支障のないように計画する。
- ※ 各専任教員の担当学生数は、3～7名とし、授業担当科目の少ない実務家教員を中心として計画する。
- ※ 都道府県名の後ろの数字は訪問する施設数を示す。

臨床実習Ⅱ 巡回指導計画表（作業療法学専攻）

担当教員	学生数	期間 週 曜日	3週間																				
			第1週							第2週							第3週						
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
足立 一 (准教授・専)	4名	巡回期間									↔												
		施設所在地																					
平松真奈美 (講師・専)	4名	巡回期間					↔				↔												
		施設所在地																					
大塚 貴英 (講師・専)	4名	巡回期間									↔												
		施設所在地																					
篠田かおり (講師・専)	4名	巡回期間																					
		施設所在地																					
石元美知子 (助教・専)	2名	巡回期間					↔				↔												
		施設所在地																					
有光 一樹 (助教・専)	4名	巡回期間																					
		施設所在地																					
西野 愛 (助教・実専)	7名	巡回期間					↔				↔	↔	↔										
		施設所在地																					
辻 美和 (准教授・実(研))	4名	巡回期間									↔												
		施設所在地																					
笹村 聡 (助教・実(研))	7名	巡回期間					↔				↔	↔	↔										
		施設所在地																					

- ※ 高知県内は、1日につき1施設、県外は片道及び施設間の移動の所要時間を考慮し、1泊2日又は2泊3日を基本として、担当科目の授業に支障のないように計画する。
- ※ 各専任教員の担当学生数は、4～6名とし、授業担当科目の少ない実務家教員を中心として計画する。
- ※ 都道府県名の後ろの数字は訪問する施設数を示す。

臨床実習Ⅱ 巡回指導計画表（言語聴覚学専攻）

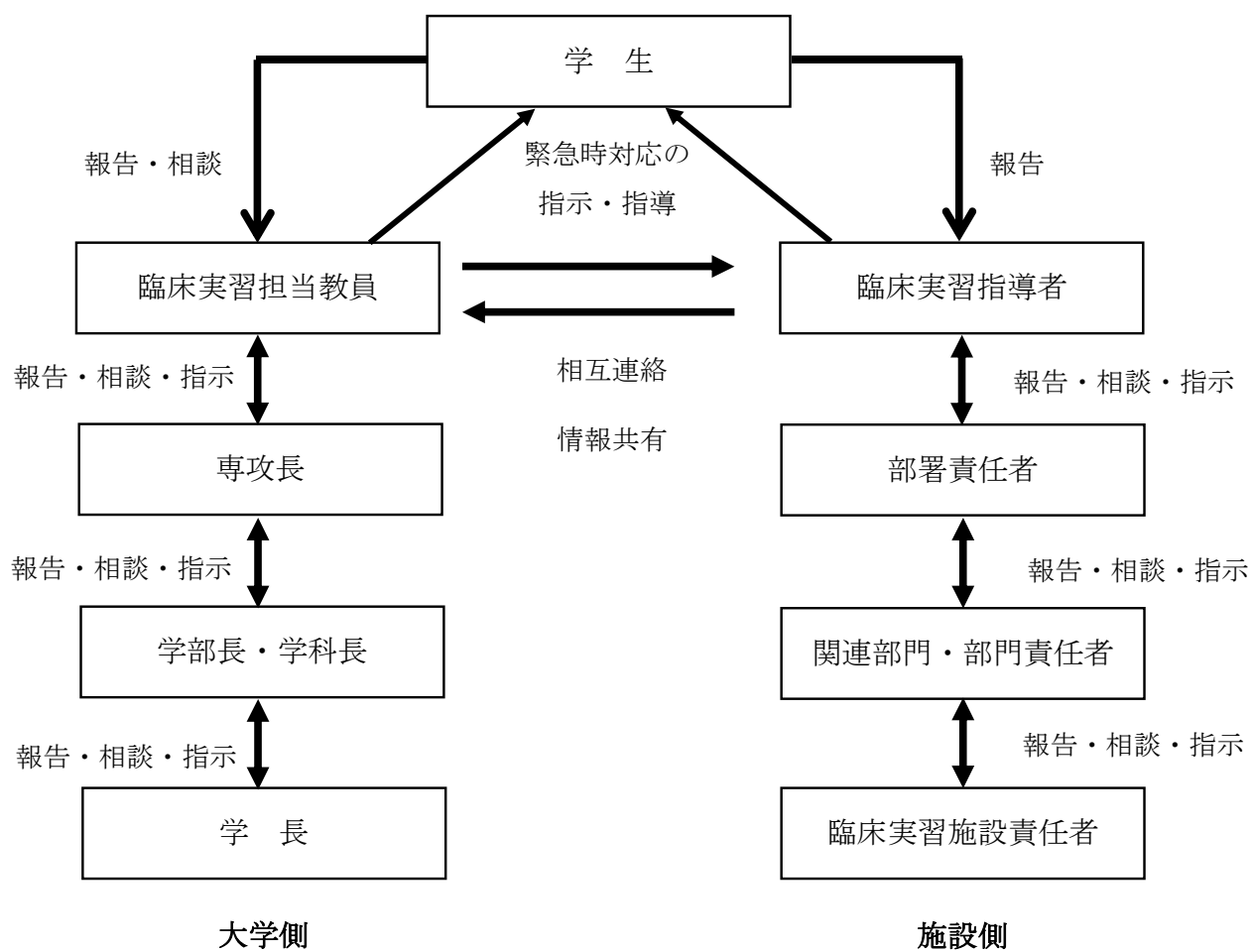
担当教員	学生数	期間 週 曜日	3週間																				
			第1週							第2週							第3週						
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
武内和弘 (教授・専)	4名	巡回期間									←	→	←	→									
		施設所在地										高知1	高知1										
石川裕治 (准教・専)	4名	巡回期間							←	→													
		施設所在地									高知2												
稲田 勤 (准教・専)	4名	巡回期間									←	→	←	→									
		施設所在地										高知1	高知1										
光内梨佐 (講師・専)	8名	巡回期間							←	→	←	→											
		施設所在地									高知2	高知2											
櫻木理恵 (助教・実専)	10名	巡回期間							←	→	←	→	←	→									
		施設所在地									徳島2	高知2	愛媛1										
吉村佐知子 (講師・実(研))	10名	巡回期間							←	→	←	→	←	→									
		施設所在地									香川3	高知1	高知1										

※ 高知県内は、1日につき1～2施設、県外は片道及び施設間の移動の所要時間を考慮し、1泊2日又は2泊3日を基本として、担当科目の授業に支障のないように計画する。

※ 各専任教員の担当学生数は、4～10名とし、授業担当科目の少ない実務家教員を中心として計画する。

※ 都道府県名の後ろの数字は訪問する施設数を示す。

緊急時の連絡体制



運営会議規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、学則第11条第2項の規定に基づき、運営会議(以下「会議」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事長指名理事
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 事務局長
- (6) 学長が指名する教職員

2 会議に議長を置き、学長をもって充てるものとする。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副学長がその職務を代理する。

(任 期)

第3条 構成員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(審議事項)

第4条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学の経営に関すること
- (2) 大学の広報に関すること
- (3) 大学の安全管理に関すること
- (4) 教職員人事の基本方針に関すること
- (5) 学生及び教職員の人数に関すること
- (6) 学則その他重要な規定及び改廃に関すること
- (7) 自己点検・評価に関すること
- (8) その他本学の管理運営に関して、学長が諮問すること

(会 議)

第5条 会議は議長が招集し、主宰する。

2 会議は、過半数の構成員の出席をもって、開催する。

3 議決は、出席構成員の2分の1以上の同意を要し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営会議に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の運営会議においてその確認を受ける。

5 議事録は事務局長が保管する。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(検討部会)

第7条 会議に、その業務を円滑に行うため、検討部会を設けることができる。

2 検討部会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営会議において定める。

(事務)

第8条 会議の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

教授会規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、学則第12条第2項の規定に基づき、教授会の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 教授会には、その他の者を加えることができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、次の事項について審議し、学長が決定するに当たり、意見を述べるものとする。

- a. 教育課程一般に関する事項
- b. 学位の授与に関する事項
- c. 学生の入学、進級、退学、休学、復学、転学等に関する事項
- d. 学生の褒章及び懲戒に関する事項
- e. 教育研究並びに、学生の補導・厚生に関する事項
- f. その他、学長が必要と認めた事項

（招 集）

第4条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（会 議）

第5条 教授会は定例又は臨時とする。

- 2 定例は、原則として毎月1回開催し、臨時は議長が必要と認めたときに開催する。
- 3 教授会は、その構成員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、教授会構成員以外を会議に出席させることができ、その意見を聴くことができる。
- 6 議長は、教授会の議事録を速やかに学長に提出するとともに、構成員の閲覧に供しなければならない。

（事 務）

第6条 教授会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、運営会議及び理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

専攻長会議規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、高知リハビリテーション専門職大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科の教育・研究を遂行するための連絡・調整を行い、教育・研究上の事務的处理に関する事項を検討するために、必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 専攻長会議は、学科長及び各専攻の専攻長をもって構成する。

2 専攻長会議が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、構成員以外の者については、議決権を有しない。

（審議事項）

第3条 専攻長会議は、専攻会議を経た以下の事項について、総合的に検討する。なお、必要がある場合に、その結果を教授会に諮る。

- (1) 教育・研究上の将来計画、ビジョンに関する事項
- (2) 教育・研究内容の改善・運営等の連絡及び調整に関する事項
- (3) 教育・研究に関する環境の整備ならびに研究費等に関する事項
- (4) 教授会の議題原案の作成に関する事項
- (5) 教育・研究上の事務的处理に関する事項
- (6) 各専攻の連絡調整に関する事項
- (7) 学長及び学部長から諮問された事項
- (8) 教授会から委嘱された事項
- (9) その他、教育・研究上必要とする事項

（会議の開催）

第4条 専攻長会議は、学科長が必要と認めたときに会議を開くことができる。

（議 長）

第5条 専攻長会議に議長を置き、学科長をもって充てる。

2 学科長に事故があるときは、あらかじめ学科長が指名する者が、その職務を代行する。

(議 事)

第5条 専攻会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議 事 録)

第6条 議長は、専攻長会議の議事について議事録を作成しなければならない。

(捕 捉)

第7条 この規程に定めるもののほか、専攻長会議の運営に関し必要な事項は、当該専攻長会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

専攻会議規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、高知リハビリテーション専門職大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科の各専攻に置く専攻会議の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 専攻会議は、当該専攻を主担当とする教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 専攻会議が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、構成員以外の者については、議決権を有しない。

（審議事項）

第3条 専攻会議は、当該専攻に係る事項について審議を行う。

（会議の開催）

第4条 専攻会議は、定期的開催するものとする。ただし、専攻長が必要と認めたとき又は専攻会議の構成員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に会議を開くことができる。

（議 長）

第5条 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。

2 専攻長に事故があるときは、あらかじめ専攻長が指名する者が、その職務を代行する。

（議 事）

第6条 専攻会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議 事 録）

第7条 議長は、専攻会議の議事について議事録を作成しなければならない。

（捕 捉）

第8条 この規程に定めるもののほか、専攻会議の運営に関し必要な事項は、当該専攻会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

教務委員会規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（役 割）

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 教育課程に関すること
- （2） 兼任講師（非常勤）に関すること・客員教授制度に関すること
- （3） 授業運営に関すること
- （4） 定期試験に関すること
- （5） 入学前教育（フェローシップ）に関すること
- （6） その他、教務に関すること

2 委員会は教育課程連携協議会の意見其申に基づき、教育課程の編成に努めるとともに効率的、効果的なカリキュラムの検討を行うものとする。

（構 成）

第3条 委員長及び委員は学長が委嘱し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

（会 議）

第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。また、必要に応じ委員以外の教職員に意見を求めることができる。

2 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

（事 務）

第5条 委員会の事務は事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

入学試験委員会規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、入学試験委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学試験の日程・方法・試験科目に関する事
- (2) 入学資格審議に関する事
- (3) 入学試験の実施計画及び実施に関する事
- (4) 試験問題に関する事
- (5) 入学者選抜資料の作成に関する事
- (6) その他、入学試験に関する事

(構 成)

第3条 委員長は学長をもって充てるものとし、委員は学長が委嘱する。委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会 議)

第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。また、必要に応じ委員以外の教職員に意見を求めることができる。

2 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

自己点検・評価委員会規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、自己点検・評価実施委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学に必要な自己点検・評価項目を検討し要項を作成すること
- (2) 要項に従い自己点検・評価を実施しその整合性を検討し、改善案を立案する必要に応じて運営会議、教授会に提案すること
- (3) 認証評価機関による外部評価に関すること
- (4) その他、自己点検・評価に関すること

(構 成)

第3条 委員長及び委員は学長が委嘱し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会 議)

第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。また、必要に応じ委員以外の教職員に意見を求めることができる。

2 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

臨床実習委員会規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、臨床実習委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 委員会は、学生の臨床・見学実習に関する次の事項を審議・検討・立案し必要に応じて委員長を通じて、教授会に審議を求め、また、報告するものとする。

- (1) 実習計画に関すること
- (2) 実習施設および配置に関すること
- (3) 実習オリエンテーションに関すること
- (4) 実習施設訪問指導に関すること
- (5) 実習成績認定に関すること
- (6) 実習謝礼に関すること
- (7) 実習宿舎に関すること
- (8) 臨床実習指導者連絡協議会開催に関すること
- (9) その他、実習に関すること

(構 成)

第3条 委員長および委員は学長が囑託し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会 議)

第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。また、必要に応じ委員以外の教職員に意見を求めることができる。

- 2 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

FD委員会規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) FD活動に関する情報の収集と提供に関すること
- (2) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関すること
- (3) 職員の研修等の企画・実施及び支援に関すること
- (4) 職員の能力開発の推進に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関すること
- (5) 授業の改善に関すること
- (6) FDの啓発活動に関すること
- (7) その他、FD活動推進に関すること

(構 成)

第3条 委員長及び委員は学長が委嘱し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会 議)

第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。また、必要に応じ委員以外の教職員に、意見を求めることができる。

- (1) 委員長あるいは委員の要請により、必要と認めたときは、委員以外にアドバイザーを置くことができる。
- (2) 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

2 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

SD委員会規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、SD（スタッフ・ディベロップメント）委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) SD 活動に関する情報の収集と提供に関すること
- (2) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関すること
- (3) 職員の研修等の企画・実施及び支援に関すること
- (4) 職員の能力開発の推進に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関すること
- (5) SDの啓発活動に関すること
- (6) その他、SD活動推進に関すること

(構 成)

第3条 委員長及び委員は学長が委嘱し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会 議)

第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。また、必要に応じ委員以外の教職員に、意見を求めることができる。

- (1) 委員長あるいは委員の要請により、必要と認めるときは、委員以外にアドバイザーを置くことができる。
- (2) 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

2 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

倫理委員会規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、倫理委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 委員会は、人間を直接対象とした研究の実施責任者から申請された実施計画の内容について、学長の諮問に基づき、ヘルシンキ宣言の趣旨にそって、倫理的、社会的観点から次の各号に掲げる点に留意して審議する。

- (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護に関すること
- (2) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法に関すること
- (3) 研究によって生じる個人への不利益並びに危険性に対する配慮に関すること
- (4) 医療並びに社会への貢献度の予測に関すること

2 委員長及び委員は学長が委嘱し、教授会の承認を得るものとする。

- (1) 研究等の実施責任者は、所定の申請書に必要な事項を記入し、学長に提出しなければならない。
- (2) 学長は、実施責任者からの申請書を受領し、委員会へ諮問するものとする。

3 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学内委員会で学長が指名する委員長
- (2) 基礎医学系の学識経験者1名～2名
- (3) 臨床医学系の学識経験者1名～2名
- (4) 本学の理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻の専任教員各1名

(会 議)

第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。

- (1) 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって開催する。
- (2) 学長は、随時委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (3) 委員の関与している研究等について審査を行うときは、当該委員はその審査に加わることができない。
- (4) 委員会は、研究等の実施責任者に委員会に出席を求め、その申請内容等についての説明あるいは意見を述べさせることができる。
- (5) 審査の判定は、出席委員全体の合意を原則とし、次の各号に掲げる表示により行う。

- ① 承認
- ② 条件付承認

- ③ 変更の勧告
- ④ 不承認
- ⑤ 非該当

ただし、審査が極めて急を要する場合、あるいは事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長が複数の委員と協議のうえ、判定することができる。この場合、事後速やかに委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。また、委員会が必要と認めた場合に公表することができる。
- 3 専門の事項を調査検討する必要があるときは、委員長は、学長と協議の上、第3条に定める委員とは別に、当該専門の者、若干名を専門委員として臨時に委嘱することができる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員会に専門委員を出席させ、当該事項の討議に加えることができる。ただし、専門委員は審査の判定に加わることはできない。

(調査委員会)

第5条 委員会は、専門の事項を調査するため、調査委員会を置くことができる。

- (1) 調査委員会は、調査結果を委員会に報告するものとする。
- (2) 調査委員会は、委員会において当該調査に係る審査が終了したときに、自動的に解散し、調査委員はその委嘱を解かれたものとする。

(結果通知)

第6条 委員長は、審査終了後速やかにその結果を、学長へ答申するものとする。

- 2 学長は、所定の審査結果通知書により、実施責任者へ通知するものとする。

(実施)

第7条 実施責任者は、審査結果通知書による承認(条件付承認を含む。)を経た後でなければ当該研究等を実施することはできない。

- 2 実施責任者は、審査の結果に異議あるときは、再審査を請求することができる。

(研究者の責務)

第8条 実施責任者は、承認された研究等を終了又は中止したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

- (1) 実施責任者は、承認された研究等を実施中、不測の結果が生じたときは、直ちに当該研究等を中止し、遅滞なく学長へ報告しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

研究委員会規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、研究委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（役 割）

第4条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学術研究活動の活性化に関すること
- (2) 研究組織基盤の整備に関すること
- (3) 学内外における共同研究及び研究交流の推進に関すること
- (4) 研究費の不正使用防止に関すること
- (5) 研究上の倫理及び安全に関すること
- (6) その他研究推進に関すること

（組 織）

第2条 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 図書館長
- (4) 理学療法学専攻長
- (5) 作業療法学専攻長
- (6) 言語聴覚学専攻長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学部長が必要と認める者

2 委員長は、学部長をもって充てるものとする。

3 委員は学長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（会 議）

第3条 委員会は委員長が招集し、これを主催する。

(1) 委員会は、原則として隔月開催するものとする。

2 委員会に、その業務を円滑に行うため、作業部会を設けることができる。

この作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

3 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告する。

（事 務）

第4条 委員会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

広報委員会規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報の基本方針に関すること
- (2) 広報誌の編集と発行に関すること
- (3) 教育研究活動の状況の公表に関すること
- (4) その他広報に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 専攻長
- (6) 事務局長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者

2 委員長は、学長をもって充てるものとする。

3 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(公 表)

第4条 積極的に情報公開を推進していくため、公表する内容は次に掲げるものとする。

- (1) 教育研究上の目的に関すること
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業積に関すること。
- (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は、修了した者の数並びに進学者数及び就職者数とその進学及び就職等の状況に関すること
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (6) 学修の成果に関わる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (8) 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に関わる支援に関すること
- (10) その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等

各種規程、設置許可申請書、設置届書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等) に関すること

(公表方法)

第5条 委員会に、その業務を円滑に行うため、作業部会を設けることができる。

この作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

学生委員会規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、第13条第2項の規定に基づき、学生委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 委員会は、学生支援に関する重要事項について審議し、教授会に報告するものとする。

（役 割）

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生生活に関すること
- (2) 学生の福利厚生に関すること
- (3) 学生の課外活動に関すること
- (4) 学生の就職支援に関すること
- (5) 学生の身分に関すること
- (6) 学長が諮問したこと
- (7) その他学生に関すること

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 専任教員のうちから学部長が指名する者
- (4) 教務学生課長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学部長が必要と認める者

2 委員長は、学部長をもって充てるものとする。

3 委員の任期は2年とする。ただし再任は防げない。

（会 議）

第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。

2 委員長が必要であると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

（事 務）

第5条 委員会の事務は、事務局においてこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

図書委員会規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、図書館の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（役 割）

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館の管理及び運営に関すること
- (2) 図書館にかかわる規定の制定又は改廃に関すること
- (3) 図書館資料の収集、購入計画及びその選定に関すること
- (4) 他の関係機関との連携に関すること
- (5) 学術情報の運営に関すること
- (6) 教育及び研究活動の支援に関すること
- (7) その他図書館に関すること

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 各専攻から2名
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める者

2 委員長及び上記(1)以外の委員は学長が委嘱する。委員の任期は2年とする。ただし再任は防げない。

（会 議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、これを主催する。

- 2 委員会は、原則として毎月開催するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

（事 務）

第5条 委員会の事務は、図書館においてこれを行うものとする。

附則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

紀要委員会規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、学則第13条第2項の規定に基づき、紀要委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（役 割）

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 編集企画及びその方針に関すること
- （2） 編集及び刊行に関すること
- （3） その他学術研究成果を発行するため紀要の編集に関すること

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- （1） 図書館長
- （2） 専攻長
- （3） 各専攻から1名
- （4） 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める者

2 委員長及び上記（3）（4）にかかる委員は学長が委嘱する。委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

（会 議）

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、これを主催する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

（事 務）

第5条 委員会の事務は、図書館においてこれを行うものとする。

附則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。